

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月22日

【会社名】 株式会社ECI

【英訳名】 ECI, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 小野 稔

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市幸区堀川町580-16川崎テックセンタービル1F

【電話番号】 044-201-8461（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役専務CFO 角 政樹

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市幸区堀川町580-16川崎テックセンタービル1F

【電話番号】 044-201-8461（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役専務CFO 角 政樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 2,101,050円  
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
302,101,050円  
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年11月16日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項に一部訂正すべき事項があったことに伴い、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部【証券情報】

#### 第1【募集要項】

##### 1【新規発行新株予約権証券】

###### (1)【募集の条件】

(注)2.

###### (2)【新株予約権の内容等】

(注)1.行使価格修正条項付き新株予約権付社債等の発行により資金調達をしようとする理由

###### (1)当該資金調達の目的及び理由

住友不動産との未払金支払い交渉の経緯

2.本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

##### 2【新規発行による手取り金の使途】

###### (2)【手取金の使途】

支出予定時期と行使期間が合っていない理由

#### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

##### 1【割当予定先の状況】

###### c 割当予定先の選定理由

Brilliance Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)

Brilliance Multi Strategy Fund(ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド)

###### f 払込みに要する資金等の状況

###### g 割当予定先の実態

##### 3【発行条件に関する事項】

###### (1)発行価格の算定根拠

##### 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容



## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

(注) 2.

(訂正前)

平成23年11月16日（水）開催の取締役会決議を経て、平成23年11月18日（金）に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「買受契約（発行する際の条件を事前に取り決めたもの）」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないうこととなります。しかしながら、今回の割当先は、当社について財務内容が悪化していることは十分承知している一方、米国NCIにおいて臨床試験を開始したがん治療薬ECI301の潜在性に以前から注目しており、今回引受ける意思を伝えてきているため、当社との買受契約を締結しない可能性は極めて低いものと考えております。

(訂正後)

平成23年11月16日（水）開催の取締役会決議を経て、平成23年11月18日（金）に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「買受契約（発行する際の条件を事前に取り決めたもの）」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないうこととなります。しかしながら、今回の割当予定先は、当社について財務内容が悪化していることは十分承知している一方、米国NCIにおいて臨床試験を開始したがん治療薬ECI301の潜在性に以前から注目しており、今回引受ける意思を伝えてきているため、当社との買受契約を締結しない可能性は極めて低いものと考えております。

## (2)【新株予約権の内容等】

(注) 1.行使価格修正条項付き新株予約権付社債等の発行により資金調達をしようとする理由

## (1) 当該資金調達の目的及び理由

住友不動産との未払金支払い交渉の経緯

(訂正前)

< 前略 >

平成23年7月31日	平成23年6月30日の未払い(支払いは1,500万円のみ)を踏まえ、平成23年7月26日付当社和解金支払い計画の提案に関して住友不動産と協議し、和解金の残り7,648万円のうち1,000円を平成23年8月27日までに、2,148万円を平成23年8月31日までに、4,500万円を平成23年9月30日までに支払うように変更し、同社からの合意を得る。
------------	---

< 以下、省略 >

(訂正後)

< 前略 >

平成23年7月31日	平成23年6月30日の未払い(支払いは1,500万円のみ)を踏まえ、平成23年7月26日付当社和解金支払い計画の提案に関して住友不動産と協議し、和解金の残り7,648万円のうち1,000万円を平成23年8月27日までに、2,148万円を平成23年8月31日までに、4,500万円を平成23年9月30日までに支払うように変更し、同社からの合意を得る。
------------	--

< 以下、省略 >

## 2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

(訂正前)

< 前略 >

先買権に関する買取契約の要旨は以下のとおりになっております。

先買権として当社は、行使請求期間中に、普通株式、新株予約権(MSCB等を含むがストックオプションは除く)又は新株予約権付社債(MSCB等を含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、75個以上の本新株予約権が残存する限り、直接又は間接に、新株式発行等を行わないものとする。但し、ストックオプション目的により、普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される)を超えないとき、及び、過去の当社におけるエクイティ・ファイナンスでの引受先との取り決めなどの条件に従って行われるとき、は除外する。

< 以下、省略 >

(訂正後)

< 前略 >

買取契約に定められている先買権の要旨は以下のとおりになっております。

割当予定先との間で、本件第三者割当に係る有価証券届出書提出後、払込期日までに締結する予定の「買取契約書」に定める「先買権」は、当社が本新株予約権の払込期日から2年間、普通株式、新株予約権(MSCB等を含むがストックオプションは除く)又は新株予約権付社債(MSCB等を含む)を発行(以下、「新株式発行等」という。)しようとする場合には、これと同条件で引受けるかどうかを割当予定先が確認する規定です。

当社は本新株予約権の行使請求期間中において、本新株予約権の総数150個のうち75個以上が残存する限りにおいて、当社が新株式発行等を行おうとする場合、割当予定先に対して新株式発行等に関する提案書を書面にて交付します。

当該提案書の交付に伴って、割当予定先はその一部、全部を問わず当該提案書に記載された引受人に先んじて、引受人と同じ条件で、その引受を行うことができます。

また、割当予定先はその引受を行う場合、当社から当該提案書の交付を受けてから10営業日を経過するまでに、その旨を当社に書面にて通知します。

一方で、割当予定先がその引受を行わず(その旨の通知を当社にも行わず)上記10営業日を経過し、更に5営業日の猶予期間を経過した場合、当社は当該提案書に基づき、当該提案書に記載された引受人に対する新株式発行等の手続きに入ることができます。

しかしながら、上記手続きにおいては、引受人のみを対象に提案することに加え、当該提案書に規定されたところと比較して引受人に有利でなく、当社に有利な条件でしか、かかる引受人を割当先として新株式発行等の手続きができません。

従って、新株式発行等を行う場合(但し、以下の除外事項に該当しない場合に限る)、いかなる場合においても当社は割当予定先に対して新株式発行等に関する提案書を書面にて交付する必要があります。

但し、(a)ストックオプション目的により、普通株式の発行又は新株予約権の付与を行う場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従い、且つ、その発行規模が当該取締役会承認時の発行済株式総数の5%

(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される)を超えないとき、及び、(b) 開示書類に記載した過去の当社における新株式発行等の引受先との取り決めなどの条件に従って行われるとき、は除外とし、提案書を書面にて交付する必要がありません。

(注) 上記の事項が当社において金融商品取引法第166条第1項柱書に規定される重要事項に該当する場合(該当すると推測される場合を含む)、割当予定先は当該重要事実を知ってから、かかる公表(または消滅)するまでの間は、金融商品取引法第166条第1項に規定される当社株式の売買等を行いません。

< 以下、省略 >

## 2【新規発行による手取り金の使途】

### (2)【手取金の使途】

支出予定時期と行使期間が合っていない理由

(訂正前)

本新株予約権の行使にあたっての根拠について、月間平均売買出来高が最近6ヶ月で12,493.50株、最近12ヶ月で10,970.25株であり、当社が想定する平成24年5月までの約6ヶ月間で本新株予約権の全てが行使された場合(当初行使価額において権利行使された場合における発行株式数は45,300株)、月間平均での権利行使株数は7,550株となります。かかる月間平均出来高(6ヶ月、12ヶ月)と当該権利行使株式数(月間平均)を比較することに加え、他の銘柄での割当先における行使状況実績などを勘案し、平成24年5月頃までに全ての権利行使が進むものと考えました。また、当該行使が進むことにより出来高が増加すると予測していることに加え、割当先からは本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と割当先より伺っております。

(訂正後)

本新株予約権の行使にあたっての根拠について、月間平均売買出来高が最近6ヶ月で12,493.50株、最近12ヶ月で10,970.25株であり、当社が想定する平成24年5月までの約6ヶ月間で本新株予約権の全てが行使された場合(当初行使価額において権利行使された場合における発行株式数は45,300株)、月間平均での権利行使発行株式数は7,550株となります。かかる月間平均出来高(6ヶ月、12ヶ月)と当該権利行使発行株式数(月間平均)を比較することに加え、他の銘柄での割当先における行使状況実績などを勘案し、平成24年5月頃までに全ての権利行使が進むものと考えました。また、当該行使が進むことにより出来高が増加すると予測していることに加え、割当先からは本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながらも比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針と割当先より伺っております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### c 割当予定先の選定理由

Brilliance Hedge Fund(ブリランス・ヘッジ・ファンド)

(訂正前)

< 前略 >

当社が依頼した第三者調査機関である株式会社日本商工リサーチ（住所：大阪市北区天神橋四丁目12番24号、代表者：大竹弘一）の調査結果からも本ファンドが反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited( 3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳) ) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした（金融機関は顧客の守秘義務を有しているを当社は理解した上で、その照会を試みたものの、当社からの要請で顧客の情報を当該金融機関から取得することができませんでした。）。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査（反社会勢力との関わりを含む）を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director Takahiro Yamada氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は又は同社の経営に参与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director Takahiro Yamada氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

（訂正後）

< 前略 >

当社が依頼した第三者調査機関である株式会社日本商工リサーチ（住所：大阪市北区天神橋四丁目12番24号、代表者：大竹弘一）の調査結果からも本ファンドが反社会的勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。

本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited( 3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam (林錦芳) ) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした（金融機関は顧客の守秘義務を有していることを当社は理解した上で、その照会を試みたものの、当社からの要請で顧客の情報を当該金融機関から取得することができませんでした。）。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査（反社会的勢力との関わりを含む）を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director Takahiro Yamada氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に参与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director Takahiro Yamada氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

Brilliance Multi Strategy Fund( ブリランス・マルチ・ストラテジー・ファンド )

（訂正前）

< 前略 >

当社が依頼した第三者調査機関である株式会社日本商工リサーチ（住所：大阪市北区天神橋四丁目12番24号、代表

者：大竹弘一)の調査結果からも本ファンドが反社会勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。

本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited( 3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam(林錦芳))に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした(金融機関は顧客の守秘義務を有しているを当社は理解した上で、その照会を試みたものの、当社からの要請で顧客の情報を当該金融機関から取得することができませんでした)。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director Takahiro Yamada氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は又は同社の経営に参与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director Takahiro Yamada氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

(訂正後)

<前略>

当社が依頼した第三者調査機関である株式会社日本商工リサーチ(住所：大阪市北区天神橋四丁目12番24号、代表者：大竹弘一)の調査結果からも本ファンドが反社会的勢力とのつながりがあるとの事実は認められませんでした。

本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited( 3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam(林錦芳))に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした(金融機関は顧客の守秘義務を有していることを当社は理解した上で、その照会を試みたものの、当社からの要請で顧客の情報を当該金融機関から取得することができませんでした)。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会的勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director Takahiro Yamada氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に参与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director Takahiro Yamada氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

f 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

<前略>

当社が引受けにあたって、重要としていることは(反社でないことは勿論ですが)、a. 失権がないこと(払込を確



実に行って頂けること)、b. 新株予約権の行使が円滑に進み結果的に資金調達が実現されること(それに耐えうる資金力があること)、など過去における割当先の実績などであります。

また、本新株予約権の発行について各割当予定先より発行日の前日までに払い込むことの確約をいただいております。各割当予定先との買受契約において、各割当予定先より発行日の前日までに払い込む旨の合意をする予定であることから当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

(訂正後)

<前略>

当社が引受けにあたって、重要としていることは(反社会的勢力でないことは勿論ですが)、a. 失権がないこと(払込を確実に行って頂けること)、b. 新株予約権の行使が円滑に進み結果的に資金調達が実現されること(それに耐えうる資金力があること)、など過去における割当先の実績などであります。

また、本新株予約権の発行について各割当予定先より発行日の前日までに払い込むことの確約をいただいております。各割当予定先との買受契約において、各割当予定先より発行日の前日までに払い込む旨の合意をする予定であることから当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

#### g 割当予定先の実態

(訂正前)

割当先におきましては、各割当先が反社会勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当先の役員または議決権を持つすべての関係者に暴力団、暴力団員又はそれに準ずる者である事実はないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、各割当先が反社会勢力の影響を受けているか否か、並びに割当先の投資一任勘定委託先の役員が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社日本商工リサーチ(住所：大阪市北区天神橋四丁目12番24号、代表者：大竹弘一)に調査を依頼いたしました。その結果、各割当先について反社会勢力の影響を受けている事実が無いこと及び各割当先の投資一任勘定委託先の役員についても当該信用調査機関からの調査結果により、問題がないと認められる人物であると考えております。

なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited(3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam(林錦芳))に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director Takahiro Yamada氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下、「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.Ltd Managing Director Takahiro Yamada氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

上記のとおり、割当先及び主な出資者ならびに投資一任勘定委託先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

（訂正後）

割当先におきましては、各割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当先の役員または議決権を持つすべての関係者に暴力団、暴力団員又はそれに準ずる者である事実はないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、各割当先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当先の投資一任勘定委託先の役員が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社日本商工リサーチ（住所：大阪市北区天神橋四丁目12番24号、代表者：大竹弘一）に調査を依頼いたしました。その結果、各割当先について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いこと及び各割当先の投資一任勘定委託先の役員についても当該信用調査機関からの調査結果により、問題がないと認められる人物であると考えております。なお、本ファンドの出資者につきましては、本ファンドの資金および既存出資者の管理などのアドミニストレーションサービスを委託しているATC Fund Services (Hong Kong) Limited( 3713, The Center, 99 Queen's Road Central, Hong Kong Managing Director Cora Lam( 林錦芳 ) ) に確認を取ることを試みましたが、同社が金融機関としての守秘義務があることから確認できませんでした。しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査（反社会的勢力との関わりを含む）を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をBrilliance Capital Management Pte.LtdのManaging Director Takahiro Yamada氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定しており、以上の出資者選定プロセス、また、本ファンドの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が本ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び本ファンドの出資者が意図して暴力団と交流を持っている事実などない旨、Brilliance Capital Management Pte.Ltd Managing Director Takahiro Yamada氏から書面及び直接面談する方法により確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

上記のとおり、割当先及び主な出資者ならびに投資一任勘定委託先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

### 3【発行条件に関する事項】

#### （1）発行価格の算定根拠

（訂正前）

< 前略 >

なお、参考となりますが、当初行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均6,701円に対する乖離率は、1.30%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均6,380円に対する乖離率は、3.55%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均8,790円に対する乖離率は、32.87%となっております。

以上のとおり、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

< 以下、省略 >

（訂正後）

< 前略 >

なお、参考となりますが、当初行使価額6,615円の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均6,701円に対する乖離率

は、1.28%当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均6,380円に対する乖離率は、3.68%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均8,790円に対する乖離率は、24.74%となっております。

以上のとおり、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

<以下、省略>

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(訂正前)

<前略>

しかしながら、今回の資金調達は、当社等において発生した支払債務の滞留をはじめとする逼迫した資金繰りを解消できること、受注済み創薬ツールの納品が納期に間に合わず顧客からの信用を失うリスクが解消され事業基盤を安定させることができること、などを目的とするものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであります。

<以下、省略>

(訂正後)

<前略>

しかしながら、今回の資金調達は、当社等において発生した支払債務の滞留をはじめとする逼迫した資金繰りを改善できること、受注済み創薬ツールの納品が納期に間に合わず顧客からの信用を失うリスクが解消され事業基盤を安定させることができること、などを目的とするものであり、これに伴って財務基盤も強化されることから短期的及び中期的においては当社の企業価値向上に寄与するものであります。

<以下、省略>

以上